

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年10月2日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 坂本義明
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午前9時59分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。本日、坂本議員から欠席届が出ていますので、1名減です。本日の会議におきまして写真撮影、傍聴、録音録画を許可しています。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 まず、本日の協議事項の1点目ですが、所管事務調査についてです。指定管理者制度の総括について協議していきたいと思いますが、まず事務局からの説明をお願いします。

○山崎啓介議会事務局議事調査係 それでは、モアノートを御準備ください。資料を載せています。指定管理者制度の総括についての資料をごらんください。6月15日、7月27日、9月5日と御議論をしていただきましたので、その際の主な御意見、委員の皆様の課題意識についてまとめたものになります。今後はこの皆様の課題意識に沿って御議論を進めていただきます。読みながら説明をします。まず、6月15日に御意見があった内容ですが、令和5年3月14日に福山議員が、指定管理者制度の総括について一般質問をされました。そこで指定管理者制度の総括については、執行者で既に総括済みとの答弁がありましたが、この内容について検証する必要があるのではないかという御意見がありました。7月27日については、保育の部分でいえば、指定管理者制度を導入するときに、数年間は財政的な効果はないけれども、10年20年すれば保育費の軽減が図られると当時答弁がありました。実際保育費はどんどんふえています。それがなぜなのか。指定管理者制度を導入するときの説明と違っているという課題意識を持っていると御意見がありました。次に、指定管理者の選定において競争が働いていないのではないかと。競争がないことで業者の発言権が非常に強くなっている。指定管理者制度として本当に機能しているのだろうか。公募による競争を働かせる余地が残っているのではないかと。この御意見がありました。続きまして、9月5日の委員会において、指定管理者制度をしっかり点検して直営に変えるべきという言葉が議会の底流にあると思うということですか、保育所を指定管理にすることによって、今すぐには効率化できないけれども、数年すれば財政的にも非常に効率的にできるという議論がありました。しかし、子供の数は相当減っているのに、保育所予算は逆にかなり

ふえています。ゼロ歳児保育や看護師の配置によりサービスが向上しているというのが、執行者側の言い分だとは思いますが、それをどう評価するのかを考える必要があります。中山間地域で雇用を守り、子供の成長に重要な役割を果たす保育士の皆さんが働きやすい環境をいかにつくっていくかということを議会としては提言していかないといけないのではないかと。安く働いてもらってサービスを向上させるということが本当に持続可能なのか、きちんと考えていく必要があるという御意見がありました。また、競争がないところに民間活力導入はない。経済的な環境として、民間活力を期待するような現状ではない。指定管理者制度を導入したことについて、今の庄原市の現状からいって能力を超えているのではないかと。指定管理者制度を適用するだけの条件がないことがこの間で証明されたのではないかと。また、小学校の義務教育を受ける前段で子供の成長を判断するには大きな能力が必要である。今はそういうことができていないのではないかと。最後ですけれども、20年前と今では状況が全然違ってきている。民間に競争がないということはない。保護者の需要も多様化している。財政のことだけ考えるわけにはいかないというのが今まで出た御意見です。

○桂藤和夫委員長 指定管理者制度の総括につきまして、庄原市の現状の取り組みを把握するというところで調査を進めてきていますが、ただいま事務局から説明がありました課題について、執行者から現状の取り組みを聞きたいものがありましたら執行者をお呼びして話を伺いたいと思っています。いかがでしょうか。國利委員。

○國利知史委員 指定管理者制度の総括ということで、今までの議論の内容を書いています。指定管理者制度、保育だけの議論になっている気がします。例えば指定管理者、その他いろいろあるではないですか。保育ももちろん代表的なことなので必要だと思うのですが、その他の状況がどうなのかということを僕は知りたいです。

○桂藤和夫委員長 わかりました。他にありませんか。谷口委員。

○谷口隆明委員 この指定管理者制度を導入するときに、合併前の平成16年に三日市を指定管理にするところから議会でもすごく活発な議論がありました。その際になぜ指定管理にするのかといえ、財政的なメリットがあるという議論でした。確かにそれはもう20年前のことなのですが、私は行政というのはものを進めるときに、そのとき説明したことが違ってきたら、なぜ違ってきたのか。そのときは、財政を効率化できると思ったけれども、0歳児保育や看護師の配置などいろんなサービスを向上したことによって、子供たちは減っているのに、これだけ予算はふえてきている。このように、自分が言ったことに対して、きちんと総括をしながら次にいくというのが行政だと思うのです。昔のことにこだわっているわけではなくて、やはり1度言ったことが違ってきたら、なぜ違ってきたか、それをきちんと総括するのも行政の役割ではないかと思うので、その辺は執行者がきちんと財政的な経過を分析して、これがいい悪いではなくて、執行者の立場とすれば、こういう取り組みをして、こういう結果になったということで、それについて議会は判断する必要があるのではないかと思います。もしそういう切り口でいくならば、そういった点が必要ではないかと思います。もう一点は、指定管理者制度を導入している施設が、自治振興区なども含めて、今100幾らありますので、それ全体を見るという視点は確かに必要だと私も思います。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 今、國利委員が言われたことに対してどう考えるかということですが。指定管理者制度のぜひについては、長い議論の経過があります。今、谷口委員が言われたように庄原市の指定管理者

制度というのは、三日市の保育のところからスタートしたということもあり、そのときかなり指定管理者制度の本質にかかわるような議論がありました。指定管理者制度というのは、いわゆる民間活力の導入でということもあったり、それから、財政の問題があったり、三日市保育所を指定管理にするということでは、庄原総合サービスという100%庄原市が出資している会社をつくって、そこにやらせるという、ワンクッションもツークッションも行政が強く責任を持ってやるのだと。保育というのはもともと法律から言っても行政が責任を持つと。だから、行政がやっている保育の質を落とすことではないと。より財政的に負担額も軽減されると。より中身が充実すると。だからやるのだということで出発して、そのときの議論が非常に大事なもので、それを認めてから一気にふえた。指定管理者制度、国の指導もあったのだろうけれど。そのときに議会がそのことについて言っているかといえば、総括として、個別のことについて余り深く議論はやっていなくて、何年かで180を超える指定管理があり、今度は議会でもそんなにたくさんしていいのかと。全部いいのかと。民間活力の導入って競争もあるのかとさまざまあって、結局議論は執行者が、いや財政的にはこれで結構になっていますよと。きちんとやっていますよと言って、今度議会は、保育所はどうなのかと。やってみると、先生と呼ばせないとか、あるいは病気が発生して衛生上よくないとか、食べてはいけないものを食べさせて発症したとか、そういう管理が全部できていないのは、やはり民営化しているからではないかということ、いや、そんなことは公営でもありますよと。問題の本質から離れて、一つ一つの事象のぜびを問うことになったので、では原点の1番わかりやすい保育のところ、津山に行ってみたら、庄原市よりも格段に行政責任がきちんととられていて、非常にチェックしていると。競争があるかないかではなく、行政が保育とは何かということについて、単に保護者からアンケートをとって、いいということでオーケーとするのではなく、非常に緻密なチェックをしていることもわかりました。それから庄原市の指定管理の一つ一つの事業よりも指定管理者制度をより市民のために有効に活用するための行政責任はどこにあるのかと。どこに実施されているのかという議論には入っていると思うのですね。だから谷口さんみたいに、言ったことと違ったらきちんと総括しろと言うのですよ。そういう議論に今なっていると。総括というのは、そういう意味で何回も一般質問したし、やったことあるのだけれど、問題意識は共通認識できると思うのです。しかし、僕の問題意識は、何回言っても当局が馬耳東風ではないけれども、ほとんど聞かないのですよね。最近思っているのが、これだけ議会が言ってもなぜ当局に対する説得力がないのだろう。これほど問題が明らかになっているのに、なぜ当局は聞かないのかということが1番の問題意識にあって、これまで議会事務局の中でも、歴代の事務局長もここまで指定管理を拡大して、総括がないのはおかしいという意見があったのですよ。ある面で、これは言い過ぎかもしれないけれども、地方自治の行政の責任を持つ、今の執行者がどうやったら議会の言うことを真摯に考えるのかと、最近特にそういうことを思う。だからそうすると、指定管理者制度の総括については、もう総括したのだと。どこが悪いのかと、ある面で開き直りに近いような状況になっているので、そこがどうなのかというのは、これを考える指定管理者制度のことをまとめる一つの、僕は重要な点だろうと思っているのですよ。議会に責任があるのかどうか。議会責任もあるけれど、なぜ執行者があちらこちらに行っただけではないかと言っても聞かないのかということが不思議な感じがしますよね。

○桂藤和夫委員長　他に課題があって、こういうことを聞きたいというようなことがあればまたお聞かせ願って、執行者側の話を聞いてみたいと考えています。基本的には保育所の運営の中身については

教育民生の所管になってしまうものですから、制度設計の部分が総務委員会の所管になるので、余り微に入り細に入りというところまで、委員会としては突っ込んでいけないのかもしれませんが、しかし、先ほど國利委員さんから保育所以外にも指定管理者制度の現状なり課題なりを聞きたいという声がありましたし、谷口委員さんからは、現状と過去の話が違っている説明がないのではないかなというような議論もあったので、状況によっては次の委員会は管財課になると思いますけれども、お呼びして、指定管理の中身等について議論をしてもいいかなと考えております。それ以外にこの辺の課題について聞きたいことがあれば御意見を承ったうえで、管財課以外の方にも来てもらうことがあれば、担当課にも話をしなければいけないかなと思っております。皆さんいかがでしょうか。それを踏まえて、あるべき姿を把握するという方向に持っていければいいのかなと考えております。谷口委員。

○谷口隆明委員 3月ですか、所管事務調査の報告で、一応総括した提言をしている中身があります。それがこれまで総務がやってきたことのトータルなので、そこから今のような意見も含めて、その総括を踏まえていかないと継続していかない。そういう意味で総括の中に書かれている提言やまとめ、一般的ではあるのですが、例えば選定審査会には外部委員を入れる必要があるとか、例えば議会に対する指定管理者の資料はもう少し他の市でやっているようにわかりやすい資料をつけてやるとか、いろんなそういう細かいことも含めて、きちんとやってもらうことを執行者には、できていないなら認め、求めていきながらやるべきではないかなと思うのですよね。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 同じ意見でいいのですけれども、管財課もあるし、財政課もあるし、総務課もあるのだからけれども、管財課というと契約の形態とか、契約の実施状況とかになるのか。政策としての指定管理者制度についてという根本的なことについての意見交換をしようと思ったら、どこになるか。総務課になるか。事業課もいろんなかかわりがある指定管理をやっている。統括としてそうするのが、管財課ということで、契約の形態なのか。それが本来の事業の実施として成果があったかどうかといえば、保育所では委員長が言ったように教育民生になるし、だから、どこを聞きたいのかをきちんと考えておかないと。

○桂藤和夫委員長 課題を、こういうことを聞きたいと具体的に申し述べてもらわないと、ふっても、何を聞きたいのですかと事務局も困ることになってしまうので。福山委員。

○福山権二委員 だから、執行者の意見を聞くのはいいのですよ。それで一般質問の回答では、きちんとやっているという一つの壁をつくっているのだから、やっていないという結論は絶対出さないわけで、そこをどこから聞いていくか、こっち側の思いをどうするかといえば…

○桂藤和夫委員長 具体的にこの辺のことを聞きたいという課題をあげたほうがいいのかなとは思っているのですけれども。福山委員。

○福山権二委員 指定管理者制度を考えるとときに、非常に複雑多岐にわたると考えてしまう。それは執行者がでんと構えて、指定管理者制度は幾らしていると、基本はこうだと、個別についてはこういうふうになると言ってみてくれとやればいいのだけれど、こっちの聞き方が悪いのか、向こうがごまかそうと思っているのか、深く議論にならないよね。それが不思議。

○桂藤和夫委員長 そうすることで、具体的にこういう課題について聞きたいというようなことで投げてもいいのかなと思う。漠然と投げても担当課も説明に困られるのではないかなと思うので、この辺の部分のここについて聞きたいとか、ある程度各論的な部分のところを何項目かあればあげていただい

て。それによって担当課が何課にまたがるかもしれませんが、調整されるのに、何か聞きたいのですかと、もう少し議論してくださいみたいなことを言われても困るので、具体的にこの課題について確認というか聞きたいと申し述べていただいた中で、担当課を呼ぶとなれば、呼ばばいいかなと思っています。谷口委員がおっしゃったね、過去と現在ギャップがあるということもありましたし、3月の総括、まとめを参考にしながら検討すればいいのではないかという御意見も承っているのですけれども、それ以外に、この辺のこの課題について、ぜひ、担当課を呼んで聞きたい課題があれば、上げていただければいいのかなと思っています。いかがでしょうか。福山委員。

○福山権二委員 執行者側の指定管理者制度の総括について、トータルで調査・点検して、指定管理者制度の当初の目的が達成できるかどうかという評価をする担当課は企画課になるのか。どこになるのか。不思議と財政は財政でもうけになった、なっていないだけで言えばいいし。契約課は、いやきちんと契約でやっていますよと。保育所は保育所の関係で、児童福祉課がアンケートをとってうまくいっていますよと。という、執行者からいえば一体議会は何を問題にしているのかと。そこを抉り出さないといけないようなことを、議会はここを心配しているというのを言おうと思った際に、例えば津山に行ってみたら、指定管理者制度の中の保育でいうと、保育の業務が児童福祉法とか、その市の保育方針にどれだけ合致しているか。トータルの担当部局が業者に対して、積極的に説明を求めたり、点検をしたり、行政のほうは保育についてのトータルな方針を持っているから、それに当てはめてどうなのかというチェックをすごくしているのではないですか。日常的にも年度的にも、毎年度。そういう姿勢そのものを問題にするということになれば、執行者の側のジャンルは別にしても、トータルでそういう姿勢を持てと。そういう姿勢を持ってと議会が言うのだけれども、それに対して応える、こちらが考えなくてもいいかもしれないが、どこがそういうことをしているのか見えないので。そのことが問題で、誰が管理しているのかと。そしたら総務になるのか、どうなるのか。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 総務委員会の関連で言えば、そういう契約もだし、それからいろんな積算とか、例えば、保育所でも何期目になったら少し給料をふやすとかいうようなことを決めるのは、最終的に管財課だと思うのです。だからそこがやはり一番要で、だから管財課長が視察にも一緒に来られたのだと思うのですよ。あと財政は持続可能な財政運営プランの中で、平成18年、その位置づけでやっているの、そういう観点から財政としてはどう見ているのかというのは聞いてみたらいいのだが、総務の関係でこの指定管理にかかわるといえば、そこしかないのではないかと思います。あとは、本当は企画と一緒にいてくれたらいいのだけれども、いてくれないので、なかなか判断が難しいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 あと例えば無理かもしれないが、副市長に来てもらうとか。事務担当なのかな。

○福山権二委員 部長を呼ぶか副市長を呼ぶかというのは向こうが判断をするだろうと思うけれども、管財が全ての契約行為の責任を持っているので、契約するときにはどういう条件で契約すると。その契約行為がきちんと達成できるかどうかは、保育所でいえば管財課が児童福祉課を呼んで、うまくできているかをチェックしているのだろうか。管財課長がそういう、ある面で総括的なトータルのチェック機能を持っているのだろうか。どこかが持っていないと点検のしようがないので、そこはどうか。

○桂藤和夫委員長 事務局。

○山崎啓介議会事務局議事調査係 7月27日の資料を見ていただけたらと思うのですが、参考資料1-3を開いていただき、34ページに戻っていただいて、7月27日の総務常任委員会を開いていただけたらと思います。その資料の中の参考資料1-3第2期庄原市行政経営改革大綱平成26年5月というファイルをお開きいただいて、35ページをお開きください。ここの(2)のところに改革の要旨というところがありますが、この段階でのこれから改革していくという要旨ですけれども、指定管理者制度は適当と判断される施設への導入・適用がおおむね終了し、サービスの向上・管理事務の効率化・維持経費の縮減などに一定の成果・効果が得られています。今後は、指定管理者施設を対象にモニタリングを導入し、管理・運営のチェック体制を確立しますとありまして、モニタリングとこのを新しく始めて、管理を徹底していくことがここに書かれております。先般の福山議員さんの一般質問の答弁の中にも、モニタリングをやっていますということがあったと思います。そのあたりが先ほど福山議員さんがおっしゃられた管理に関する取り組みなのかなと思っております。

○桂藤和夫委員長 ほかに何か御意見ございましたら。事務局。

○山崎啓介議会事務局議事調査係 同じ日の参考資料1-5をごらんいただきまして、先ほどの一般質問の答弁ですけれども、2ページの下線を引いてある三つ目のところに、モニタリングのことが書いてあります。業務執行に関しましても、管理者からの事業報告書の提出や定期的なモニタリングの実施などを通じて、管理運営及び効果的・効率的なサービス提供が適切にされている状況を確認し、その結果を公表いたしておりますという答弁が市長からされているところです。資料の1-5ですね。1-5の2ページ、7月27日の市の総務常任委員会の1-5。令和5年3月14日一般質問の市長答弁を抜粋しております。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この市長答弁をどう見るかということか。

○山崎啓介議会事務局議事調査係 今、管理についてどうなっているかがわからないとおっしゃられていましたので、モニタリングを実施して管理をしているという答弁が今までであったということでございます。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 これは議会答弁で、こちらも不認識ですけれども、執行者は議会に全部予算も決算も出しているし、定期的なモニタリングをやって結果を報告しているし、その結果、非常にうまくいっているのだということで、改めて何を聞くのかという答弁ですよね。だから、この答弁でなにかうまくいかないというのは…。定期的なモニタリングの実施、例えば保育所という、それを受ける保護者の皆さんにどうでしたかというアンケートをとってうまくいっているからいいのだということですよね。極端に言うと。常時その現場に行っているわけではないですよね。こういうふうに答弁されるのだけれども、そういうことができているのなら、庄原小学校や保育所で起きた食物アレルギーとか、先生と呼ばさずにちゃんと呼ばせているとか。先生と呼ばさずにちゃん付けと呼ばせていいんだという回答があったり、ちゃん付けの子供が板橋小学校に行ったら、記述ができていないから困るという話が学校側からあったり、そうすると、小学校のほうはきちんとしつけしてあげてこいと、保育所のほうはしつけをするのは小学校の仕事だろうと。連携がないとすごく感じた。保育で、ちゃん付けでいいのかという議論をした。そのことについて、それは指定管理者の判断だからいいと言ったのか、いやそれは庄原市の保育方針と違うと言ったのか、そこも曖昧。こういうふうに執行者

がきちんとできていると言うことが現場ではどうなのかというのは、なかなか確認しづらい。ずっと行っているわけではないし。そこに指定管理者制度のぜひを問う一つの闇のトンネルがある。そこへ入っても何かこう議会も…。津山などの話を聞くと、議会の積極性ではなく、執行者の極めて厳重な積極性の中でものがいっているように見える。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 津山の状況はよくわからないのですが、津山市の保育方針というのは、津山の保育所の保育はこうでないとだめという明確なポリシーというか、そういうのがあって、それにしたがってこういう保育をしてくださいと募集をかけるのですか。庄原市はそれをやっているのですか。庄原市の保育はこういう保育をしてくださいよということで。

○福山権二委員 当然やっていますよね。

○國利知史委員 となってくると、それぞれのそれを指定管理として受けてやっている、認定しているということは、市の方針に沿って、そういった保育をどこもやっているということですよ、基本的には。

○福山権二委員 そこがポイントになるのだけれども、そのぜひをめぐる議論があるのだけれども…

○國利知史委員 津山にしても明確に文章として出ているのですか。こういう保育をなさいと。

○福山権二委員 出ている。

○國利知史委員 庄原市も出ていますよね。どこ見たらいいのだろう。

○福山権二委員 庄原市でいうと、指定管理者を選定して、契約から、業者選定から例えば指名にするとかなども含めて、庄原市の保育指針があるわけですよ。庄原市の保育指針も出して、このとおりにやれと。その中には、ちゃん付けがいいか悪いかというのはないのですよ。より有効に子供が成長するようにという記載だけで。だから制服の色とかしゃべり方とかまではない。有効にやれということなので、そこには幅がある。それを幼児の母親がいいのですよと言えば、そこがいいと言うのだから、何を文句を言っているのかと。

○國利知史委員 それがいいと思っているから通わせているわけで。

○福山権二委員 結論はそうなる。そのときに、例えば山内にたくさん通っていると。これは各論に入るけれども、三次に職場があるので、途中がいいから入ると。保育の中身はいいのだけれども、見てくれるからいいのだということもあったわけですよ。それをどう評価するかということもあるし、それも大事な点だと。

○國利知史委員 やはり親の意向が保育にとってすごく大切ではないですか。だから、また、今、福山委員が言われるように、三次の途中だから、保育方針がそんなに自分の思いとかけ離れてないところであれば、それこそ、通勤に便利なところであればどこでもいいという方はもちろんいらっしゃると思うのですけれども…実は、うちもそうだったのですよね。山内に住んでいてみのに行っていただけですけれども、山内からナフコに勤めていて、その通勤に1番便利なところがあそこだと。遅くなったりすると、やはり延長保育がないとだめだとか、そういったところがないといけないということでみのに行かせたのですけれども。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 僕が言ったのは、その保護者が保育などどうでもいいと言ったわけではないですよ。生活リズムの中で非常に便利なので、そこは貴重な保育所だと言うのはいいのですよ。それとあわせ

て、保育はどうできたかというのは、今度は保育する側の基本的な方針があれば、こういうふうな成果があったということを出したのか出していないのかわからない。保護者の9割がオーケーしたからいいのだということで結論が飛躍しているのだから、保育方針にのっとってやったかどうかという評価ができていくかどうかまで議論がいついていないのですよ。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 保育方針にのっとって保育できているかできていないかというのは、総務の管轄ではないですね。だから、総務の管轄でいうとやはり谷口委員が最初に言われた本来の指定管理を導入するときの目的が財政の面から考えて、将来的には財政負担がこれだけ少なくなりますよというデータも示して、そういう目的で導入しているのだけれども、今は、逆にふえてきているというところしか総務としては突っ込みどころがないということではないのですか。

○福山権二委員 そういうことになりますよね。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 事務局からあったように、指定管理者のいろんな管理とかモニタリングとかは企画課の担当になっている。企画課は総務ではないから、本当は管財と企画がセットで、指定管理についてはやっているはずなのに、担当部が離れているのは、非常にやりにくいですね。でも実際に評価して、日々の管理をしてモニタリングしているのは、企画なのですかね。そこら辺がややこしい。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 別に議論をまとめようということではないのだけれども、こういうふうな議論をしてみても、何が明らかになっているかということ、指定管理者制度を導入するのは、基本的に民間活力の導入、それから財政の軽減をする。そういう事業を展開するのに、民間活力を導入してやるのが公設公営よりもっとすばらしいものがあると。それが時代の流れ。それでもって財政もより充実すると。そうすると、この二つに関しては議会も抵抗するものはないのですよ。だから三日市の保育所を指定管理にするときに、尾道の有名な民間のところへ行ったら。その所長は、どういう人にやらせるのか。経験者は何人か。ノウハウがあるのかと。そういうときにこちらが余り答えられなかった。そういうことも答えずに民間にすることをオーケーするのは、私たちなら考えられないという話があって、それから九州のどこかの町の議会から視察も来て、なぜ庄原市議会はそういう公的な保育所を民間にする決断をしたのかと。それはもうすごいことだと。何でそういうふうな飛び降りたのか、駆け上ったのかと聞いた。それほど重要な問題だったのだけれど、その二つの有効な財政と民間活力。民間活力の原点は競争原理だと。だから競争しながらやるとあって、だけれど実際には競争はない。財政についても好転したと言いながら、時々議論では、非常勤職員ばかりふやしたり、あるいは勤務形態を午前中とか、朝の忙しいとき、夕方の忙しいときだけ勤務時間を置いて、1日8時間でも分断をするとか、これはどこでも問題になったけれども、そういうふうなやったり、そういう形態に沿ったり、もう一步突っ込んで、その現状を詳細に把握できなかった。何でだろうかと思ったときに、この議論で中心になるのは指定管理者制度そのものをオーケーした議会が一般質問とかこういうところで聞くと、それは、商法の関係で、民間の経営形態だと、民間の判断によってすることもあるのだと。だから、民間活力の導入があるので、そこまで突っ込んではいけないことを議会も容認して、予算を立てる、計画も立てるのだけれども、議会がそのことを点検する機能をそこで放棄してしまって、民間にやらせるときに、商法の関係で、地方自治法よりも優先するようにして、ある面で任せてしまうと

いうところに大きな失敗があったのではないか。だから民間活力を導入するならいいけれども、する際に、議会としてはどんな詳細なことも毎年きちんと総括しろと。毎年その総括したことを財政も含めて全部議会に出せと。財政を含めてやろうと思ったら、決算とか予算のときに、その分だけ出せと言って、重要課題にして指定したら、当局は出すわけですよ。それで、当初は会社の諸経費が30%だ、何%だと多過ぎるではないかと返ってきたことがあるのですよね。それで、焼き場とか清掃とか30%とか、すごい諸経費を認めていたことから、保育所もずっとパーセントを下げてやってきたのですよね。その中で、会社経営しているところが指定管理になり、そこで出た利益はどうしているかといえ、その指定管理者の私的な他の会社の経営へ流用しているのではないかとか、執行部に聞くと、それはもう残して次の年の賃上げに使うのだとか、そこは少しわからなかった。だから、それでいうと、議会が指定管理者制度を認めるときに、商法がどうこういうことを超越して、契約事項にこれをこうすると、財政も運営状況も、もちろんモニタリングして、全部明らかにしてやるということを毎年度やれと。そういう基準で指定管理者を募集していなかったから、両方非常に曖昧に済まして、うまくいっているのだということでは終わっているのではないか。だから、反対に議会が何かクレーム的に意見を言うと、業者からどこが悪いのかと言われて、これは私見だけれども、保育関係も、いやあそこはもうだめだからすぐ民間から引き上げて公設にしますよということがほとんど不可能になっているとか。文句を言うのなら、指定管理者をやめよと言ったときに、行政がそれに対応して、新たに保育士を雇って管理ができるのかという悩みがあって、これはもともと地方自治の業務の責任とは違うところで悩みが遂行して、議会もそれは仕方ないと判断をしても、免罪されるという条件を議会がつくったのではないか。それは私の感想ですよ。もう少し議会がしっかり指定管理者制度という民間活力導入のときに、本当にどうなのかというのをチェックする機能が議会になかったから、混迷しているのではないかと。そのことが津山で聞いていなかったから悪かったけれども、そこらがどうなのかと思う。それは議会がチェックするからできる場合もあるし、執行者が積極的にそこは地方自治の原則だけでしているところもあるし、市長方針もあるだろうし、その自治体の歴史と伝統もあるだろうし、そこらから考えて庄原市のよその自治体はないぐらいに200近い民営化をしてやってきたことを、そのことの総括をやろうと思うのだけれども、その視点をどうか。

○桂藤和夫委員長　いろいろ御意見が出ておりますけれども、ほかにこれだけはやりたいとか、こういうことがどうだろうかということがあれば、ないようでしたら、現状維持で管財課をまず呼んで、議論をすることから始めないといけないのではないかなど。企画とか財政とかいろんな課をまたぐかもしれませんが、とりあえず制度設計の部分の総務委員会所管のところになりますので、管財課をお呼びして、まず聞いてみるのがいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。福山委員。

○福山権二委員　それは我々が総務委員会として、そこしか扉がないのならそこを開けるしかないので、もうよそは鍵がないのだから仕方ない。

○桂藤和夫委員長　ということで管財課に来ていただいて、課題についてはいろいろ出ましたので、その辺のところをリクエストして、次回の委員会を招集するときに議論をすればいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福山権二委員　それでいいのですけれども、今、出された、私も発言しましたけれども、そういう問題点について、どういうふうに項目ごとに向こうに言うかというのは、それは正副委員長が事務局。

○桂藤和夫委員長　投げても、これは管財の所管外ですよということもあるかもしれません。

○福山権二委員　　だから今、僕も言ったのだけれども、1週間以内で簡単にまとめてこいという指示があれば、何とかまとめてきます。

○桂藤和夫委員長　　どうでしょうか。事務局。

○山崎啓介議会事務局議事調査係　　主な御意見としては、指定管理者制度の当初の目的ということで、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするというのがありますので、その目的に対して、現状どのような効果、成果があったのかについて詳細を聞きたいというのが一つありました。それについては一般質問での回答もありましたが、もう少し詳しく聞きたいというのが一つありました。それともう一つ、ことしの3月に所管事務調査報告書で指摘をした部分の受け止めについて聞きたいという御意見がありました。後モニタリングに関しては企画課ではないかということだったのですけれども、もし管財課で答えられる部分があれば、モニタリングの仕組み、取り組みについても、聞きたいという話も投げかけてみます。それと、最後の福山委員の商法を超えて、契約で議会に細かく報告をすべきだったという話がありましたけれども、それについては、何かそういう取り組みをしている自治体みたいなものの例がもしあるようなら、お示しただけならありがたいです。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　例があることは確認しておりません。いや自分自身の総括として、ここまでこの問題がある面でこじれるというか、執行者が別に探っているとは思わないし、目的があるのかもしれないけれども、そこを議会がこれほどやって、本会議でやっても、きちんとできていると宣言するわけですよ。こちらはいろいろこう考える、その落差が。初めの制度をオーケーするときに、それは議会責任としてどうなのかと思うのです。例えば隣の三次で保育所が民営から公設公営に返っているところが幾らかあるのです。どちらかという、民営化から公設へ返ってくることが多いのだろうと思うのですよ。これは想像ですよ。もうけにならないし、それから保育士も集まらないし、庄原の中でも、0歳児の定員があるのに、保育士が確保できないから、今は受けられませんということがあって、この板橋の市民と語る会だったかな、相当厳しく言われて、指定管理者が探せないから、庄原市はどうしているのかといえ、指定管理者が探しているとか、いやいやとドッジボールなったりして、ものすごい社会の根本を反映したような状況が生まれているので、大変だろうと思う。

2 その他

○桂藤和夫委員長　　今、事務局から4点ほど挙げていただきましたが、それ以外になれば、この辺を中心に、まだ日にちもありますし、もう1回来月までに委員会をやってくれということがあればリクエストに応じます。なければ来月の第1月曜日ということで、11月6日になりますけれども、執行者の意向もございますので、6日を基軸に調整させていただいて、また追って日程につきましては、御通知をさせていただければと思います。6日は参考までに1班2班の市民と語る会が入っていますけれども、夜ですから、日中10時からやりたいと思っていますので、何かとお忙しいと思いますが、11月6日、第1月曜日を基軸に管財課等との調整をさせていただければと思っております。管財課の御都合によっては日にちがかわるかもしれませんが、それは追って通知をさせていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。まだいろいろ議論もあるのでしょうけれども、以上で本日の総務

常任委員会を散会させていただきます。ありがとうございました。

午前10時54分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長